

最低制限価格の算定方法の見直しについて（令和3年4月1日～）

枕崎市が発注する建設工事について、令和3年4月から、下記のとおり最低制限価格の算定方法の見直しを行います。
(赤字となっている部分が、今回変更となる箇所です。)

○算定方法

最低制限価格は、予定価格の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額とします。

$$K = A + B + C + D$$

A：直接工事費の額×0.97

B：共通仮設費の額×0.9

C：現場管理費の額×0.9

D：一般管理費の額×0.55

設定範囲：予定価格×0.92≧最低制限価格≧予定価格×0.75

○適用時期

令和3年4月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事の入札から適用

問合せ先：枕崎市役所 建設課 管理係（0993-72-1111〔内線231、